

大阪小児科学会会則

第1章 総則

第1条 (名称)
本会は大坂小児科学会と称する。

第2条 (事務所)
本会の手務所は細則に定める場所におく。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)
本会は小児科学の進歩発展と会員資質の向上をはかり、さらに小児の健康と福祉の向上に寄与することを目的とし、各種の事業を行う。
また日本小児科学会の地方会としての機能をも有する。

第4条 (事業)
本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) 学術集会の開催
(2) 学会誌の発行
(3) 各種委員会の設置と運営
(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

第5条 (会員、会費)
入会しようとする者は本会の目的に賛同し、氏名、住所、勤務先、勤務先住所を明記し、当該年度の会費を添えて申し込むものとする。
会員は別に定める年会費をその会計年度内に納めなければならない。
退会しようとする会員は退会届を提出しなければならない。
会費を2年間滞納した場合は自然退会として扱う。

第4章 役員

第6条 (役員)
本会は次の役員をおく。

会 長 1 名
運営委員 20 名
監 事 2 名

第7条 (役員を選任)
運営委員 運営委員は立候補者の中から会員の選挙によって選出される。
会 長 会長は運営委員の中から会員の選挙によって選出される。
監 事 監事は立候補者の中から会員の選挙によって選出されるが、立候補者が2名に満たない場合は会長の推薦と運営委員会の承認の後、学會議事討論で承認を得ることとする。

運営委員、会長、監事の選挙は選挙管理委員会を設置し、委員会がこれにあたる。

第8条 (役員の仕事)

- 会 長 本会を代表し、その業務を総括する。
運営委員会を招集し、その議長となる。
- 運営委員 運営委員会を組織し、会の目的を達成するために必要な諸種の事業を分担し、会の運営をはかる。
- 監 事 業務の遂行および資産の状況を監査し、学会議事討論で報告する。

第9条 (役員の仕事)

- 役員の仕事は1月1日から3年間とするが、再任を妨げない。
役員は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第5章 会 議

第10条 (学会議事討論)

- 学会議事討論は学術集会ごとに行う。
本会の運営上必要な事項は学会議事討論の際または文章を以て会員に通知し、次の学会議事討論において出席者の2分の1以上の賛成により議決する。

第11条 (運営委員会)

- 運営委員会は運営委員の2分の1以上の出席を必要とする。
運営委員会は会の円滑な運営をはかるため、また各種の事業を行うために委員会を組織する。

第6章 資産および会計

第12条 (資産)

- 本会の資産は別に定める年会費ならびに集会参加費をもって構成する。

第13条 (会計)

- 本会の会計年度は1月1日から12月31日までとし、会計担当の運営委員は翌年の第1回集会において会計報告を行う。収支決算は監事の監査を経て運営委員会および学会議事討論の承認を得なければならない。

第7章 会則の変更

第14条 (会則の変更)

- この会則は会員の2分の1以上の承認を得て変更することができる。

第8章 施行細則

1. 本会の事務所は大阪大学大学院医学系研究科小児発達医学講座小児科医局におく。
2. 運営委員の選挙は立候補制とし、5名の不完全制限連記、無記名による。
3. 運営委員会は各種委員会の審議結果をもとにその実施に当たる。
4. 各種委員会は運営委員会の発議により学会議事討論での承認を経て設置できるものとする。
5. 委員会委員は会員の立候補によるものとし、運営委員会および学会議事討論での承認を得る必要がある。
6. 本会の年会費は6,000円、集会会場費は会員外の医師2,000円、非医師1,000円とする。
7. この細則の変更には運営委員会で決定し、学会議事討論の承認を得る必要がある。